

常任委員会活動の評価について

今期（令和元年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和2年

2月19日（水）外国人労働者支援調査特別委員会

3月 6日（金）予算決算常任委員会理事会

3月 9日（月）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月10日（火）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動 評価総括表について協議

3月 3日（火）外国人労働者支援調査特別委員会

3月11日（水）常任委員会（戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月12日（木）常任委員会（総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察）

3月17日（火）予算決算常任委員会理事会

1での議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月19日（木）委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月8日（金）代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和2年5月～）

5 次期委員会への引継ぎ

5月18日（月）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価(5段階評価)を行ってください。(但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。)

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 (該当なし「－」)</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か(「－」とするか否か)を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めず。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ県民カビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

環境生活農林水産常任委員会 活動実績書（案）（令和元年5月～令和2年5月）

令和2年3月9日現在

1 所管調査事項

- ・生活文化行政の推進について
- ・環境保全の推進について
- ・廃棄物対策について
- ・農業の振興対策について
- ・林業の振興対策について
- ・水産業の振興対策について

2 重点調査項目

- (1) ダイバーシティ社会の推進について
- (2) 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりについて
- (3) 水域環境の保全と水産王国みえの復活に向けて
- (4) 三重の新たな森林づくりについて
- (5) C S F対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) ダイバーシティ社会の推進について (2) 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりについて (3) 水域環境の保全と水産王国みえの復活に向けて (4) 三重の新たな森林づくりについて (5) C S F対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 所管事項の調査 予決分科会 補正予算等 (6/18, 20)		常任委員会 所管事項の調査(8/7) 県内調査 (8/1, 9) 県外調査 (8/27～29の間)	県内調査 (9/9) 予決分科会 補正予算等 (9/24)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/7, 9) 予決分科会 平成30年度歳入歳出決算、 所管事項の調査 (当初予算編成に向けての基本的な考え方) (10/31)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)		予決分科会 補正予算等 (2/27)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予算等 (3/9, 11)		
執行部の主な予定		・令和元年版 成果レポート(案) ・令和元年度 経営方針 (案)		・C S Fに係 る対応 ・三重県土砂 条例(仮称) のあり方(中 間案)	次期行動計 画(中間案)	・一般会計・特別 会計決算 ・令和2年度経営 方針(案) ・当初予算編成に 向けての基本的 な考え方 ・三重県土砂等の 埋立て等の規制 に関する条例最 終案	・三重県土 砂等の埋立 て等の規制 に関する条 例案提出 ・次期行動 計画(最終 案)	・当初予算要 求状況		・当初予算案 ・次期行動計 画案	・令和2年度 経営方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 8月1日(日帰り) 外国にルーツのある幼児のための就学前支援(四日市市立笹川中央幼稚園)、高野尾地区活性化プロジェクト(株式会社フューチャー・ファーム・コミュニティ三重)、ロボット技術・AI等を活用した農業(株式会社浅井農園)の取組について調査を行った。
- 8月9日(日帰り) 水産業の振興(尾鷲物産株式会社)、建設残土堆積現場(紀北町地内)について調査を行った。
- 9月9日(日帰り) C S F対策(三重県養豚協会)について調査を行った。

(2) 県外調査

- 8月27日(火)～29日(木)(2泊3日) 公共建築物等における木材利用の推進(江東区議会)、水産政策の改革等(水産庁)、犯罪被害者等の支援(神奈川県議会)、SDGsの視点を踏まえた環境政策(神奈川県議会)、ヨコハマ海洋市民大学の取組(ヨコハマ海洋市民大学実行委員会)について調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和元年版「成果レポート」 1
(R1. 9. 18 全員協議会資料抜粋)
- 2 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(中間案) 3
(R1. 11. 25 全員協議会資料抜粋)
- 3 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(最終案) 7
(R2. 2. 17 全員協議会資料抜粋)
- 4 参考人制度等の活用 (実施せず)
- 5 請願への対応 9
- 6 各定例月会議における委員長報告一覧 11

『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【環境生活農林水産常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	環境生活部	県民指標の交通事故死者数について、実績値が横ばいであるのに、目標値を「第10次三重県交通安全計画」の目標値と合わせて毎年引き上げているため、実績値と目標値が乖離している。令和2年度以降は目標設定を見直されたい。	交通事故死者数の目標値については、国の交通安全計画よりも挑戦的な数値設定をしていましたが、目標未達という結果になっています。 次期計画の策定にあたっては、これまでの国・県の実績等をふまえた目標となるよう検討していきます。
			摩耗した黄色のセンターラインについて、一部塗り替えがなされたものの、三重県全体で必要とされている距離には及んでいないため、今後も取組を進められたい。	黄色のセンターラインを含めた標示の塗り替えなどについては、引き続き、必要な予算を確保し、安全で安心な交通環境の整備に努めていきます。
147	獣害対策の推進	農林水産部	ニホンジカの推定生息数は減少しているが、被害軽減の実感が伴っていない。次期行動計画の策定においては、人と獣の棲み分けの考え方を取り入れることについて検討されたい。	ニホンジカによる被害の軽減が実感され、人と獣の棲み分けにつながるよう、より効果的な捕獲や生息数の調査に取り組んでいきます。
			侵入防止柵の隙間や破損箇所からの侵入による獣害被害の事例が増えているが、侵入防止柵設置後の補修や強化に対し、財政的な支援がないことが原因のひとつと考えられるので、今後の対応について検討されたい。	侵入防止柵について、県では安価で簡便な補修・補強方法等に関する技術的支援を行っており、こうした取組を引き続き実施していきます。また、地域の自主的な活動を支援する多面的機能支払交付金等の活用も含め、市町や関係者と連携して侵入防止柵の補修等に対応していきます。
			内水面漁協が取り組むカワウ対策への県補助金が大きく減少している中、必要な対策が実施できるよう支援について検討されたい。	内水面漁協では、県補助金のほか、国から直接交付される補助金も活用し、カワウ対策に取り組んでいただいているところです。また、県では、内水面漁協に対し、全国の先進的な取組事例を情報提供するとともに、中部近畿カワウ広域協議会等に参加し、近隣府県とも連携しながら広域的な対策についても検討していきます。
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	外国人児童等に対するプレスクールについて、支援の財源として子ども基金や企業からの寄附金募集について検討されたい。	日本語学習の推進に係る財源確保については、企業からの寄附金も含め、さまざまな手法について検討を進めることが必要であると考えます。 先行する愛知県の事例等について研究するとともに、国において、日本語学習支援の方策を充実するよう働きかけていきます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
312	農業の振興	農林水産部	畜産物の輸出についてアジア経済圏に軸足が置かれた記述になっているが、これまで行ったブランド牛肉の米国プロモーションやEUをターゲットにしたミラノ博での県産食材プロモーションなど、過去の取組を総括し、今後の取組に生かすことを検討されたい。	これまで県では、畜産物を含めた県産食材の輸出に関するさまざまなプロモーションを実施し、その後の継続的な取引につながった品目があるなかで、取組が進まなかった品目もあります。県として、その要因等についてしっかりと分析し、検証を行ったうえで、県産食材の輸出促進に取り組んでいきます。
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	公共建築物の木材利用については、新しい技術等によって中高層建築物にも木材が利用できる場面が広がっていることを県が実際に示してみせることが大切であるため、県有施設等での積極的な木材利用について検討されたい。	新しい技術の開発や建築基準法の改正により、これまで以上に木材の利用範囲が広がっていることから、今後、整備や改修を行う予定の県有施設等において、構造部材としてだけでなく内装での利用も含めて、関係部局とも連携しながら、県産材の利用促進に努めていきます。

『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	環境生活部	<p>副指標「飲酒運転事故件数」について、県として飲酒運転0(ゼロ)をめざしている以上、事故であるかどうかに関わらず飲酒運転そのものをなくすることが重要であるため、県内の飲酒運転全体の状況が把握できる副指標を設定することについて検討されたい。</p> <p>取組方向の基本事業3「安全で快適な交通環境の整備」について、老朽化した信号機や道路標識をはじめとした交通安全施設等の整備を推進すると具体的に記述されているにも関わらず、副指標は「『ゾーン30』整備地区数」とされている。基本事業と副指標は体系的に整理すべきであるため、取組方向と副指標の整合性がとれるよう検討されたい。</p>	<p>飲酒運転全体の状況を見ようとした場合、統計データがある「飲酒運転を原因とする人身事故件数」以外で想定される「飲酒運転を原因とする物損事故」は、現状では統計データがなく、また、「飲酒運転検挙件数」については、災害発生等緊急に優先すべき事象が発生した場合などに同条件下での安定継続した検挙体制を取れないおそれがあるため、指標を設定するには難しい点があります。</p> <p>このため、県民の皆さんが直接被害を受ける人身事故の減少に引き続き注力し、全体としての飲酒運転の減少、根絶に努めていくことにより、主指標である「交通事故死者数」の目標達成につなげていきます。</p> <p>最終案では、取組方向に「『ゾーン30』の整備」の文言を加え、「『ゾーン30』の整備および老朽化した信号機や道路標識等の適正管理をはじめとする交通安全施設の整備を推進します。」と変更し、副指標との整合性を図りました。</p>
147	獣害対策の推進	農林水産部	<p>山間部においては、針葉樹林や広葉樹林の再生も中長期的な視点では人と獣の住み分けにつながり、獣害対策として有効であると考えられることから、森林の再生等による人と獣との住み分けやエリア防御の考え方について記述されたい。</p>	<p>野生鳥獣による被害の減少に向け、集落主体で侵入防止柵整備や捕獲、獣の餌場をなくす取組等を進めています。また、森林では、生産林や環境林、それぞれのゾーニングに応じた施策を実施しており、環境林を中心に、生物多様性にも配慮した持続可能な森林づくりを、施策313において進めることとしています。こうした取組を施策横断的に進めることで、人と獣の棲み分けにつなげてまいります。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	環境生活部	<p>主指標「性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合」について、性別による役割分担に限らず、施策全体を表すような指標を設定することについて検討されたい。</p>	<p>個人の能力や個性に関わらず性別で役割を固定する「固定的な役割分担意識」は、あらゆる分野における女性活躍および男女共同参画社会の推進を妨げる大きな要因となっています。固定的な役割分担意識の解消に努め、男女共同参画社会づくりを進めることは、多様性を認め合い、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に資することから、施策全体を表す指標であると考えます。</p>
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	<p>外国にルーツがある子どもの就学前教育の重要性、必要性を十分認識し、現状と課題への記述を検討するとともに、教育委員会とも連携して実効性のある取組を進められたい。</p>	<p>外国につながる子どもの就学前教育は、スムーズに小学校生活を送り、本来持っている能力を発揮するために必要なものです。そのため、委員会からのご意見をふまえ、教育委員会をはじめとする関係部と一層連携していくとともに、最終案では、「現状と課題」および「基本事業」に、外国につながる子どもの就学前教育に関する記述を加えました。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
253	農山漁村の振興	農林水産部	<p>主指標「農山漁村の交流人口」について、施策の目的として、地域で生まれ育った人が地域に定着することがまず先にあるべきと考えることから、その目的にあった主指標を設定することについて検討されたい。</p>	<p>県民の皆さんとめざす姿として、多くの人が「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」と感じる地域とし、中間案では、主に「訪れたい」と感じる人の増加を目標として、交流人口を主指標に設定したところです。</p> <p>委員会からのご意見をふまえ、地域資源を生かしたビジネスや自然体験などの活動をより一層進め、地域全体の活性化を図ることが、農山漁村地域への定着や交流人口の増加につながることから、その成果をあらわす主指標として、「農山漁村の活性化につながる新たな取組数」に変更しました。</p>
314	水産業の振興	農林水産部	<p>水産業の振興においては、豊かで魚が住みやすい海の水質管理が重要であることから、環境基準に基づく環境政策を推進する環境生活部をはじめ、市町、水産・漁業関係者等とも連携し、「きれいで豊かな海」の実現に向け、長期的な視点で取組を進められたい。また、干潟・藻場の再生・保全についても、関係者等と連携して効果的な取組を進められたい。</p>	<p>農林水産部では、栄養塩が少なくても色落ちしにくい黒ノリの品種開発等の対策を漁業者や漁協、市町と連携して進めるとともに、本県で試験的に進めている下水道の管理運転の効果検証や、瀬戸内海や三河湾での先進事例も参考に、環境生活部、県土整備部とも連携しながら、ノリ養殖業の振興に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、「豊かな海」の実現に向け、干潟・藻場の再生・保全について、漁協や市町等の関係者等と緊密に連携しながら取組を進めるなど、漁場環境の改善を図ってまいります。</p>

『『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案及び『第三次三重県行財政改革取組』(仮称)中間案に
 基づく今後の『県政運営』等に関する申入書』への回答

(総括的事項)

番号	申し入れ 内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
3	施策の指 標と進行管 理について	戦略企画部 総務部	<p>施策の成果や効果を適切に評価するため、各施策に「主指標」「副指標」が設けられましたが、「成果レポート」等による施策の成果等の説明にあたっては、これら「主指標」「副指標」の達成状況だけではなく、令和5年度末での到達目標「県民の皆さんとめざす姿」に対して、各施策がどのような成果や効果をもたらしているかについても丁寧に説明いただくよう要望します。(環境生活農林水産常任委員会意見)</p>	<p>施策の進行管理を的確に行うため、「県民の皆さんとめざす姿」を適切に測定することができる代表的な指標として「主指標」「副指標」を設けており、その目標達成状況を把握することが重要であると考えています。</p> <p>また、毎年度公表する「成果レポート」において、それぞれの指標の目標達成状況に加え、施策のめざす姿を踏まえて、取組実績等をもとに総合的に進展度を判断し、記載方法について工夫のうえ、説明していきます。</p>

「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答

(各行政部門別常任委員会集約分)

環境生活農林水産常任委員会

番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
253	農山漁村の振興	農林水産部	<p>農山漁村の振興は、人口流出の課題に直結する施策であることから、主指標、副指標それぞれが「多くの人に住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいる」という施策のめざす姿にどのように資するのかという視点を重視して取組を進められたい。</p> <p>また、議会へは指標それぞれの目標達成状況だけでなく、施策のめざす姿に対してどのような効果をもたらしているかについても説明されたい。</p>	<p>地域から生み出される農林水産物の加工施設や直売所等の整備を支援するとともに、国内外からの誘客につながる自然体験活動の促進や、魅力ある地域資源を最大限に生かした農家レストランや体験民宿などのビジネスを生み出すことで、地域経済の活性化や雇用の創出につなげていきます。また、地震や豪雨などの自然災害に対する防災・減災対策を計画的に進めることで、地域の皆さんが安心して暮らせる環境を整備します。</p> <p>こうした取組を通じて、「多くの人に住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいる」というめざす姿の実現につなげていきます。</p> <p>また、主指標や副指標が、めざす姿にどのような効果をもたらしているかについては、数値の達成状況だけでなく、その副次的な効果も含めて毎年度の成果レポート等でお示ししたいと考えています。</p>

請願への対応

令和元年定例会11月定例会において審査された請願

	所管委員会	受理番号	請願	委員会審査		処理経過報告要求	請願に係る意見書	本会議	
				審査結果	審査日			採決の結果	採決日
	環境生活農林水産	請8号	私学助成について	採択	R1.12.10	あり	あり	採択	R1.12.20
	環境生活農林水産	請9号	各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求めることについて	不採択	R1.12.10			不採択	R1.12.20

各定例月会議における委員長報告一覧

「豚コレラに係る対応について」

(9/18 常任委員長報告)

1点目は、豚コレラの感染拡大防止についてであります。

昨年の9月9日、岐阜県の養豚場で豚コレラが確認されて以降、豚コレラの感染経路を遮断する有効策が見つからない中、今後も新たな感染が続けば、ワクチンを接種していなくても、1年後には、日本は非清浄国として扱われることとなります。

すでに岐阜県では飼養されている豚の半数以上が殺処分されており、県内の養豚農家も、感染、殺処分への不安を抱えたまま、出口の見えない豚コレラ対策に疲弊しております。

このような中、豚コレラウイルスを媒介しているとされる野生いのししへの経口ワクチン散布について、県内では、散布地域の拡大、散布時期の前倒し等、積極的に取り組んでいますが、効果の検証に時間を要するともお聞きしております。

さまざまな感染対策が施される中においても、全国で野生いのししへの感染が確認された地域は徐々に広がっているほか、今年13日には、新たに関東地方でも、飼養されている豚への感染が確認されるなど、事態は拡大し続けています。

県当局におかれては、流通管理体制の課題を踏まえつつも、1日も早く飼養されている豚へのワクチン接種が認められるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、ウイルスを媒介する野生いのししの捕獲の推進等の対策を強化していただきますよう、要望します。

2点目に、養豚農家への経営支援についてであります。

県では、県内養豚場において豚コレラ陽性反応が確認された直後から、経営相談窓口の設置や、制度資金の無利子化など県独自の支援も含め、さまざまな経営支援策を進めています。

しかしながら、委員会で行った関係者への調査では、例えば、全国的に推進している6次産業化に取り組む事業者であっても、国の手当金による支援は一次産業である養豚事業にかかる部分に限られており、加工、販売等にかかる部分は補償の対象外であることや、従業員の雇用調整を行う場合の国の助成金は支給期間が限られているなど、豚コレラ感染の終息が見えず、経営再開の見込みが立たない中において、十分であるとは言えないという声もお聞きしました。

県当局におかれては、養豚農家に対する経営支援については、当事者の意見も踏まえ、包括的かつ積極的な対応を行っていただくよう、要望します。

「『三重県土砂条例（仮称）の在り方（中間案）』について」

（9/18 常任委員長報告）

委員会で示された中間案では、経過措置として、条例施行の日から1年間は、条例施行前から土砂等の埋立て等を行っている業者は、条例で定める許可を受けることなく、引き続き埋立て等を行うことができるとされています。

経過措置期間を設けることについては、条例を円滑に運用するため、一定、やむを得ないものでありますが、平成27年6月に「三重県残土条例の制定を求める請願」を県議会が採択してから条例策定の意思決定に至るまでに既に4年が経過しており、条例を策定することを決定してから条例による規制が始まるまでさらに2年の期間を要することとなり、この間も続くであろう土砂等の搬入に、住民は不安な日々を過ごさねばなりません。

県当局におかれては、経過措置期間においても、市町や関係機関と連携し、また、土砂等の搬入にかかる事業者等への制度の周知徹底、指導・助言等により、住民の不安解消に努めていただきますよう、要望します。

「三重県環境基本計画中間案について」

（10/18 常任委員長報告）

本計画は、三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境保全に関する目標や施策の方向を示すマスタープランに位置付けられています。

近年、環境を取り巻く状況が大きく変化していること等に鑑み、SDGsの考え方も取り入れ、改定の準備が進められているところですが、委員会で示された中間案は、注釈がつけられてはいるものの、専門用語やカタカナ用語が多く使用されています。

県当局におかれましては、最終案を検討するにあたり、県民の皆さんをはじめ、多様な主体の方々から共感が得られ、さまざまな取組に参画していただけるよう、より分かりやすい表現に努められることを要望します。

「沿岸漁業改善資金貸付事業について」

（11/15 分科会委員長報告）

沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業従事者の経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための貸付等を行うものです。

近年、貸付事業の利用が減少していることから、貸付条件の緩和や審査期間の短縮等、定期的に制度の見直しが行われていますが、平成30年度の事業利用はありませんでした。

県当局におかれては、引き続き、制度の見直しを行うなど、本貸付事業の有効活用に努められるよう要望します。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：環境生活農林水産常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・今後、行動計画をまとめていく過程等、必要に応じて委員間で濃密な討議を行っていく必要がある。
- ・成果レポートに対する意見は、県当局へ申し入れ、県当局には真摯に受け止められた。

○年間活動計画について

- ・年間活動計画に沿って順調に進めることができているので、引き続き下半期もしっかり取り組んでいきたい。

・重点調査項目

- ・今年度の大きな課題となっている豚コレラ対策については、県当局からの聴取りや緊急調査を行うなど臨機応変に対応してきたが、下半期は、重点調査項目に追加して対応していきたい。

・県内外調査

- ・重点調査項目に沿って、先進的な事例等を調査することができたので、今後の参考としていきたい。
- ・緊急に調査が必要と判断した項目について、適切な時期に追加調査を行い、本会議での報告等、さまざまな対応に繋げることができた。

○その他

- ・特になし